鳥取市土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市土地改良施設維持管理適正化事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、土地改良施設の機能の保持及び耐用年数の確保に資するため、土地改良施設維持管理適正化事業を実施する団体に対して、当該事業に要する経費の一部を支援し、もって本市における農業生産基盤の整備を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知)及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)に基づいて行われる土地改良施設維持管理適正化事業であって、鳥取県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という。)から令和2年度以後の新規加入事業として承認を受けたもの(以下「適正化事業」という。)とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、土地改良施設の 適正な管理を図るため、連合会による診断及び指導を受けた施設を管理する土地改良区とす る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者 が適正化事業を実施するにあたり、連合会へ5年間均等に分割して拠出する拠出金の総額と する。

(補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、5年間に分けて支払うものとし、その1年間の補助金の額は、補助対象 経費の3分の2に相当する額に5分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てた額)以下とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

- 第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定 する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する補助事業とし、同条 に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。 (雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。